

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	健康管理等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大町市は、健康管理等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

長野県大町市長

公表日

令和8年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康管理等に関する事務
②事務の概要	予防接種法に基づく予防接種の実施に関する事務など 母子保健法に基づく母子保健事業など 健康増進法第17条第1項又は第19条の2の健康増進事業の実施に関する事務 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	健康管理システム、統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
健康増進ファイル、母子保健ファイル、予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第一(10,49,76,93の2項)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(10,40,54,67の2条) ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)、番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠): 16の2,16の3,26,56の2,69の2,87,115の2の項 (別表第二における情報照会の根拠): 16の2,17,18,19,56の2,69の2,115の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠): 12の2,12の2の2,19,30,38の3,44,59の2 (情報照会の根拠): 12の2,30,38の3,59の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	民生部 市民課
②所属長の役職名	中央保健センター所長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大町市民生部市民課 長野県大町市大町3887番地 電話0261-22-0420(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大町市民生部市民課 長野県大町市大町3887番地 電話0261-22-0420(代表)
9. 規則第9条第2項の適用	
	[]適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	市民課長 竹村 静哉	市民課長	事後	
令和1年6月26日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計	平成27年4月1日時点	令和1年5月1日時点	事後	
令和1年6月26日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計	平成27年4月1日時点	令和1年5月1日時点	事後	
令和1年6月26日	IV リスク対策		「IV リスク対策」全文	事後	
令和2年4月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計	令和1年5月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年4月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計	令和1年5月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年1月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取		【追加】新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務	事前	
令和3年1月13日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別	事前	
令和3年1月13日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計	1,000人以上1万人未満 令和2年4月1日時点	1万人以上10万人未満 令和3年1月5日時点	事前	
令和3年12月3日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計	令和3年1月5日時点	令和3年12月3日時点	事後	
令和3年12月3日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計	令和3年1月5日時点	令和3年12月3日時点	事後	
令和3年12月3日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取		【追加】新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務	事後	
令和3年12月3日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取		【追加】ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和3年12月3日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上		【追加】番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワ	事後	
令和3年12月3日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和4年1月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計	令和3年12月3日時点	令和4年1月1日時点	事後	
令和4年1月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計	令和3年12月3日時点	令和4年1月1日時点	事後	
令和8年3月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計	令和4年1月1日時点	令和8年1月1日時点	事後	